

① 希望される区分に☑をしてください

※詳細「重要事項説明書」参照

②【 】内に対象幼児・児童名を記入してください。

※第2子以降など0円利用の場合も必ず記入してください。

## 認定こども園保育料基準額表 兼 コース申込書

# 記入例

保護者氏名: \_\_\_\_\_

階層	認定児童の属する世帯の階層区分 (8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額による)	教育保育標準日 I (年間平均207日)								教育保育標準日 II (年間平均247日)								教育保育標準日 III (年間平均293日)									
		《 土・日曜日、祝日等、春休み、夏休み、冬休みを除く日数 》 (月額)				《 土・日曜日、祝日等を除く日数 》 (月額)				《 日曜日、祝日等を除く日数 ※全教育・保育実施 》 (月額)																	
		□ 6時間 7:30~13:30 【 】		□ 8.5時間 7:30~16:00 【 】		□ 10時間 7:30~17:30 【 】		□ 11時間 7:30~18:30 【 】		□ 6時間 7:30~13:30 【 】		□ 8.5時間 7:30~16:00 【 】		□ 10時間 7:30~17:30 【 】		□ 11時間 7:30~18:30 【 】		□ 6時間 7:30~13:30 【 】		□ 8.5時間 7:30~16:00 【 例:鹿追太郎・一郎 】		□ 10時間 7:30~17:30 (土曜日~16:00) 【 】		□ 11時間 7:30~18:30 (土曜日~16:00) 【 】			
		1号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	2号認定 4.5歳 3歳 3歳未満	3号認定 4.5歳 3歳 3歳未満
第1	生活保護世帯	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	
第2	市町村民税非課税	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	ひとり親等の世帯 その他の世帯	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
第3	市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	0 0 2,940	0 0 4,150	0 0 4,810	0 0 5,260	0 0 3,560	0 0 4,970	0 0 5,770	0 0 6,300	0 0 4,250	0 0 5,900	0 0 6,690	0 0 7,220	0 0 8,730	0 0 11,190	0 0 12,080	0 0 20,360	0 0 21,970	0 0 31,050	0 0 33,510	0 0 43,830	0 0 44,650	0 0 48,180	0 0 48,390	0 0 48,830	0 0 48,390	
第4	市	30,000円未満	0 0 3,550	0 0 5,010	0 0 5,810	0 0 6,360	0 0 4,300	0 0 6,010	0 0 6,970	0 0 7,610	0 0 5,130	0 0 7,120	0 0 8,080	0 0 8,730	0 0 11,190	0 0 12,080	0 0 20,360	0 0 21,970	0 0 31,050	0 0 33,510	0 0 43,830	0 0 44,650	0 0 48,180	0 0 48,390	0 0 48,830	0 0 48,390	
第5	町	30,000円以上 40,000円未満	0 0 4,920	0 0 6,940	0 0 8,050	0 0 8,790	0 0 5,950	0 0 8,320	0 0 9,650	0 0 10,530	0 0 7,110	0 0 9,870	0 0 11,190	0 0 12,080	0 0 14,650	0 0 15,990	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	0 0 16,620	
第6	村	40,000円以上 100,000円未満 ひとり親等の世帯の 40,000円以上 77,100円以下 の場合	0 0 8,950	0 0 12,620	0 0 14,650	0 0 15,990	0 0 10,820	0 0 15,120	0 0 17,550	0 0 19,170	0 0 12,930	0 0 17,950	0 0 20,360	0 0 21,970	0 0 27,370	0 0 31,050	0 0 33,510	0 0 43,830	0 0 44,650	0 0 48,180	0 0 48,390	0 0 48,830	0 0 48,390	0 0 48,830	0 0 48,390		
	所 得 割 額	100,000円以上 150,000円未満	13,650	19,250	22,340	24,400	16,510	23,060	26,770	29,230	19,720	27,370	31,050	33,510	0 0 17,860	0 0 25,180	0 0 29,210	0 0 31,910	0 0 21,590	0 0 30,160	0 0 35,000	0 0 38,230	0 0 25,790	0 0 35,790	0 0 40,600	0 0 44,650	0 0 48,180
第8	得 割 額	150,000円以上 210,000円未満	19,630	27,680	32,110	35,090	23,730	33,170	38,480	42,030	28,350	39,350	44,650	48,180	0 0 41,000円未満	0 0 41,000円未満	0 0 35,230	0 0 38,640	0 0 42,210	0 0 28,470	0 0 39,520	0 0 44,830	0 0 48,390	0 0 48,830	0 0 48,390	0 0 48,830	0 0 48,390
第9	額	210,000円以上 410,000円未満	19,710	27,800	32,250	35,230	23,830	33,300	38,640	42,210	28,470	39,520	44,650	48,180	44,650	48,180	48,390	48,830	48,390	48,830	48,390	48,830	48,390	48,830	48,390	48,830	
第10	額	410,000円以上	19,710	27,800	32,250	35,230	23,830	33,300	38,640	42,210	28,470	39,520	44,650	48,180	44,650	48,180	48,390	48,830	48,390	48,830	48,390	48,830	48,390	48,830	48,390	48,830	

備 者

- 1 本表に掲げる「ひとり親等の世帯」とは、次に掲げるものとする。

(1) 「母子世帯等」・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)  
第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。  
① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。  
② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発行第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。  
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける者。  
④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、  
国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。

2 本表に掲げる、教育保育標準日Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの年間契約日数は次のとおりとする。

(1) 教育保育標準日Ⅰとは、土曜日保育、休業日及び春・夏・冬休みを除く年間契約日数約207日

(2) 教育保育標準日Ⅱとは、土曜日保育及び休業日を除く年間契約日数約247日

(3) 教育保育標準日Ⅲとは、冬休みを除く年間契約日数約293日

3 その他

(1) 第2子以降については無料です。

(2) 契約時間及び教育保育標準日(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の変更は月1回まで可能です。

(3) 備考1 (1)・(2)に該当する場合は、こども園(保育)料は半額となります(10円未満切り捨て)。

別表2(第7条関係) 延長保育加算額表 (回額)

階層	13時30分から 16時00分まで		16時00分から 17時30分まで		17時30分から 18時30分まで	
	1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳
1歳	1歳	2歳	3歳	1歳	2歳	3歳

- ・①「鹿追町立認定こども園しかおい入園申込書」と照らし合わせて矛盾がないよう、ご確認をお願いします。  
※例年、コースおよび降園時間の記載が異なる方がいらっしゃいます。
- ・きょうだいで入園する場合は1世帯1枚の記入をお願いします。

第9			530			290		22
第10								